

富田林市要綱第9号

近鉄バス株式会社が行う富田林市レインボーバス事業の運行経費等補助要綱

(目的)

第1条 公共施設の利用を促進するとともに、市民の社会活動を支援することを目的とする富田林市レインボーバス事業を実施する近鉄バス株式会社（以下「事業者」という。）に、その運行経費等の一部を補助するため、富田林市レインボーバス事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、富田林市補助金等交付規則（昭和52年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の交付額は、別表の左欄に定める補助基準額と同表の右欄に掲げる補助対象経費を比較していずれか少ない方の額から運賃及び広告等の収入額を控除して得た額（その額がマイナスの場合は0円とする。）に富田林市レインボーバス事業に要する一時的経費（事業者の都合により生じる経費を除く。）を加算した額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第5条に定める補助金の交付申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費の積算根拠資料
- (2) 一時的経費の見積書又は関係書類

(実績報告)

第4条 申請者は、指定する期日までに富田林市レインボーバス事業実績報告書（別記様式）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 運賃及び広告等収入明細書
- (2) 乗降記録表
- (3) 実績報告書の補助対象経費の実支出額にかかる費用明細書及び根拠資料等
- (4) 一時的経費の実支出額にかかる費用明細書及び根拠資料等

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いについては、申請があった年度の1年間の補助金を当該年度の翌年度の5月末日までに事業者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第10条第2項の規定に基づき、補助金の交付決定の範囲内で一部又は全部を概算交付することができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年要綱第60号）

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成17年度に改正前の要綱に基づき実施した事業に係る補助金は、平成17年9月30日で精算する。この場合において、平成17年4月1日から同年9月30日までの間に係る補助金については、改正前の要綱別表中「65, 100, 000円」とあるのは「32, 550, 000円」と読み替えて、同要綱の規定により精算するものとする。
- 3 平成17年度に改正後の要綱に基づき実施した事業に係る補助金は、平成18年3月31日で精算する。この場合において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に係る補助金については、改正後の要綱別表中「21, 700, 000円」とあるのは「10, 850, 000円」と読み替えて、同要綱の規定により精算するものとする。
- 4 前2項により精算した補助金の支払いは、附則第2項により精算した補助金の額と前項により精算した補助金の額とを合算した額を改正後の要綱第5条の1年間の補助金とみなして支払うものとする。

附 則（平成20年要綱第7号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成20年度以後の年度分の補助金について適用し、平成19年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年要綱第55号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の近鉄バス株式会社が行う富田林市レインボーバス事業の運行経費等補助要綱別表の規定は、平成26年度に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年要綱第78号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

（平成28年度補助金の支払）

- 2 平成28年度に実施した事業に係る補助金（以下「平成28年度補助金」という。）の支払は、次項の規定により定めた補助金の額と第4項の規定により定めた補助金の額を合算した額を改正後の近鉄バス株式会社が行う富田林市レインボーバス事業の運行経費等補助要綱（以下「新要綱」という。）第5条第1項に規定する1年間の補助金とみなして支払うものとする。

- 3 改正前の近鉄バス株式会社が行う富田林市レインボーバス事業の運行経費等補助要綱（この項において「旧要綱」という。）の規定に基づく平成28年度補助金は、平成28年8月31日で精算するものとする。この場合において、平成28年4月1日から同年8月31日までの間に係る補助金については、旧要綱別表中「21,190,000円」とあるのは、「8,829,000円」と読み替えるものとする。
- 4 新要綱の規定に基づく平成28年度補助金は、平成29年3月31日で精算するものとする。この場合において、平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間に係る補助金については、新要綱別表中「21,800,000円」とあるのは、「12,716,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成31年要綱第37号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の近鉄バス株式会社が行う富田林市レインボーバス事業の運行経費等補助要綱の規定は、平成31年度に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助基準額	補助対象経費
次に掲げる費用の合計額	富田林市レインボーバス事業に要する次の運行経費等の合計額
(1) 市長が必要と認めた額 21,800,000円	(1) 人件費
(2) 車両原価相当額 2,392,000円	(2) 運行費 ア 燃料油脂類 イ 車両点検修繕費 ウ 車両原価相当額 エ 車両保険等 オ その他経費
	(3) 一般管理費